

今年の教区の目標

求めよう、神のちむがなさを！
守ろう、沖縄における人権を！
探そう、真の平和への道を！

〒902-0067 那覇市安里3-7-2
カトリック那覇教区本部
TEL.098-863-2020 FAX.098-863-8474
発行人 W.F.バートン司教 1部40円
<http://www.naha.catholic.jp/>

(1) 2019年5月1日 (毎月1日発行) カトリック那覇教区報 MINAMI NO KŌMYŌ 第726号 (5月号)

平和の聖母マリア 私たちのために祈ってください。

5月は聖母月です

守ろう、 沖縄における人権を！

ウエイン・F・バートン司教

兄弟姉妹の皆さん、世界人権宣言六十周年にあたっての日本カトリック司教団メッセージの中に次のことばがあります。

「―すべての人を大切に―世界人権宣言第一条は『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である』と述べています。これは、世界のすべての人が誰一人として例外なく、かけがえない人間であるという宣言です。わたしたちは聖書の教えによって、すべての人は神の似姿として造られたものであり、『人間の尊厳は人間社会がつくりだしたのではなく、神によって与えられたもので、その尊厳に基づく権利は誰も侵してはならない普遍的な権利であると信じているのです』。

同メッセージの中に次の言葉もあります。「前教皇ヨハネ・パウロ二世はこう言われました。『自分たち自身が全力を傾けないかぎり、いかなる人権も決して守ることができない』ということだけは強調しておきたいと思えます。何かの基本的な人権が侵害されたとき、何の対応もせず受け流すなら、他のすべての人権が危機に陥ります。ですから、人権問題については世界的な取り組みを行い、人権擁護のために真剣

に責任をもってかわらなくてはなりません。さらに人権擁護の責任は個人のみならず、国家にも国際社会にもあります。教皇ベネディクト十六世は国家の責任に言及し言われます。

『すべての国家は、自国民を、人権の深刻かつ度重なる侵害から守ると同時に、自然を原因とするものであれ、人間の行動が引き起こすものであれ、人道的な危機の結果から守るための本質的な務めを有します』。今日の危機的局を打開するためには、そのすべての要因を一つ一つ根気強く取り除いていく必要があります。そのためにわたしたちは、貧しく弱い立場に追いやり、大切な人間関係を断たれてしまっている人々、人間らしい生活が損なわれ、あるいは妨げられている人々の側に立って、この世界を見ていかなければなりません。この小さくされた人の視点が欠けているとすれば、たとえ悪意がないとしても、それは『ある程度の人権侵害はやむを得ない』とする側に立つことになってしまい、人権問題の解決にはつながりません。

マタイ二十五・35〜45には王は答える。『はつきり言っておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことな

のである。』または、『この最も小さい者の一人にできなかったのは、わたしにしてくれなかったことなのである』と。また、使徒言行録九・4〜5には、排除され小さくされたキリスト者を迫害する「サウルは地に倒れ、サウル、サウル、なぜ、わたしを迫害するのか」と呼びかける声を聞いた。『主よ、あなたはどなたですか』と言うと、答えがあった。『わたしは、あなたが迫害しているイエスである。』と明言されています。

日本の中で最も疎んじられ、虐げの場とされた沖縄の地とそこに住む極めて福音的な精神に満ちた琉球列島の民こそは、現在にいたるまで自己決定権を奪われ、小さくされた者として神の助けを求めつつ、神がお与えになった人権を神ご自身が守ってくださいという福音の発言者となるよう招かれているのだと思います。

「守ろう、沖縄における人権を」という那覇教区目標は上に述べた聖書、教皇様の教え、そして「世界人権宣言」などに基づいています。沖縄に住んでいる我々は他の人々と全く等しく人としての権利を持っています。「隣人を自分のように愛しなさい」というイエスの心からの招きに信頼して、『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である』という「世界人権宣言」をこの地にも実現するために力を合わせて働きましょう。(つづく)

“Let us Protect Human Rights in Okinawa”

Dear Brothers and Sisters

On the 60th Anniversary of the adoption of the Universal Declaration of Human Rights, the Bishops' Conference of Japan issued a message. In the message were the following words.

“-Respect All People- In Article 1 of the Universal Declaration of Human Rights it is stipulated that ‘all human beings are born free and equal in dignity and rights’ ; this is a formal declaration that every person in the world without exception is irreplaceable. Through the teachings of the Bible, we believe that God created every human in his image, and that ‘the dignity of human beings is bestowed by God not created by human society, that it pertains universally, and that no one must violate it’ ”.

In this same message, the following statements are also made. “The late Pope John Paul II said, ‘I would however like to emphasize that no human right is safe if we fail to commit ourselves to safeguarding all of them. When the violation of any fundamental human right is accepted without reaction, all other rights are placed at risk. It is therefore essential that there should be a global approach to the subject of human rights and a serious commitment to defend them’ . In addition, not only individuals but also nations and the international community bear the responsibility to protect human rights. Regarding national responsibility, Pope Benedict XVI stated, ‘Every State has the primary duty to protect its own population from grave and sustained violations of human rights, as well as from the consequences of humanitarian crises, whether natural or man-made’. In order to overcome today’ s critical situation, all the causes of human rights violations must patiently be considered and eliminated one by one. For that purpose, we must stand with and look at the world from the viewpoint of those who are relegated to poor and vulnerable positions, who are cut off from crucial human relations, or whose quality of life has been damaged or hindered. If we do not take the

viewpoint of those who are marginalized, then even if without malicious intention, we will end up standing on the side of those who say ‘that a certain degree of human rights violations is unavoidable.’ This attitude will never lead to solutions for human rights issues.”

In Mathew 25:35-45 it is stated, “The Lord replied, ‘Let me say this clearly, what you did for the least of your brothers, you did for me.’” In addition, ‘What you did not do for the least of your brothers, you did not do for me.’ ” Moreover, in the Acts of the Apostles 9:4-5, after Saul, who had been persecuting and excluding Christians fell to the ground, he heard the Lord say to him, “Saul, Saul, why are you persecuting me?” He replied, “Lord, who are you?” He then heard an answer, “I am Jesus whom you are persecuting.”

The people who live in Okinawa, who are quite naturally filled with the Gospel spirit, have for many years experienced discrimination and pressure from various sources, and have been deprived of their right to self-determination. As a marginalized people, while they continue to ask that the Lord help them, they are also called on to witness to the Gospel by speaking out about their God-given human rights.

The aim of Naha Diocese, “Let us Protect Human Rights in Okinawa” is based on the above-mentioned Scriptures, the teachings of the Popes, and the “Universal Declaration of Human Rights” etc. Those of us who live in Okinawa have the exact same rights as every other human being. While trusting in the words of Jesus, “Love your neighbor as yourself” let us work together so that in Okinawa the words of the “Universal Declaration of Human Rights,” that “All human beings are born free and equal in dignity and rights,” will become a concrete reality. (to be continued)

By: Bp. Wayne Francis Berndt, O.F.M. Cap.

巡礼ミサのご案内

✠主の平和

2011年、ブラジル、サン・パウロ大司教区の補佐司教として、日系ブラジル人として初めて司教に叙階されたドン・フリオ・エンディ赤嶺司教様(南の光明632号、2011年7月号に掲載)は、その後ソロカバ市(サン・パウロ州)の大司教に任命され2018年2月に着座されました。来る6月、エンディ赤嶺大司教様と70名の巡礼団が沖縄を訪問されることになりました。6月2日(日)の午前9時からの主日のミサを、安里教会で共にお捧げくださいます。主日でもあり、小教区の活動もあってご多用とは思いますが、沖縄3世でもあるブラジル初の日系大司教様をお迎えして、共にお祈りくださいますようお願いいたします。 那覇教区長 ウェイン・F・バートン司教





聖母とともに〈令和〉の 新しい時代を始めましょう

藤澤 幾義 神父
宮古島平良教会 主任司祭



第二次世界大戦が十二月八日(無原罪の聖マリアの祭日)に始まり、八月十五日(聖母マリアの被昇天)に終戦を迎えたという日本の歴史もあります。そのことも偶然として片づけることもできないと思います。

新元号「令和」のスタートが聖母月になったことは、神の摂理であり、私たち信者は「令和」の元号のスタートに当たり、この新時代

をマリア様に捧げるようにいたしましょう。イエス様が行った最初の奇跡は、ご存知のようにヨハネ福音書第二章に述べられる「カナでの婚礼」においてでした。そこにはマリア様がかかわっていました。最初の奇跡にマリア様がかかわっていたことはとても意義あるこ

と私は思っています。なぜならイエスのマリア様に対する応答のことばの中に非常に重要な場面を思わせる最初の奇跡だと思わうからです。

マリア様は、いち早く婚礼のブドウ酒が尽きかけていることに気づき、イエス様に言われます。「ブドウ酒がなくなりました」と。それに対して、イエス様は「婦人よ、わたしとどんなかわりがあるのです。わたしの時はまだ来ていません」とお答えになつていま

す。他に深い意味が聖書学者の間ではあるようですが、私が単純に考えるには、「未だ奇跡を行う時でもないのに、やりなさいというのですか」との母親の願いを拒否するかのようなおことばと受け止められますが、母上の言うことだから行いますとの気持ちだったのでしょうか。マリア様のお願いは何でも聞き入れられるとの印象を与えることが大事だとの思いがここにはあつたのかもしれない。

聖ペルナルドは「マリア様にお願ひしたことが叶えられなかったこと一度もありません」と言っておられます。このカナの婚礼の話はマリア様がいつも何か困っている人がいたら何でも叶えてあげようという、マリア様の母親としての心遣いを感じさせる姿が示されているのも事実だと思えます。イエス様の、奇跡を拒否したかのようなおことばに對しても、マリア様は必ず叶えてくださるとの信仰を持っておられたのです。召使たちに、「この人が何か言いつけたら、そのとおりにしてください」、「あのひとの言うことは何でもそのようにしなさい」と言つて、マリア様はその場を退かれます。

給仕たちはイエス様から言われたとおりに六つの水がめに水を一杯にすると、とてもおいしいブドウ酒にかわつていたというのです。給仕たちは知っていました。宴会係はそれを知りませんでした。おいしいブドウ酒の味見をした宴会係はびっくりして、花婿を呼んで尋ねます。「普通は最初に良いブドウ酒を出して、酔いが回つたところにまずいものを出すのに、あなたはこれまでこんなに良いブドウ酒を取っておいたのですね」と宴会係が驚くほどの良いブドウ酒になつていたというのです。

一〇〇万円もするような年季の入ったブドウ酒があるとか聞きますが、その方面の通の方に味

見してもらつたら、どれほどの値段がついたでしょうか。マリア様の取り次ぎを願うとすべてのものがすばらしいものに変わるという例ではないでしょうか。

五月。私たちは聖母月を迎えています。カナの婚礼の奇跡のようにはマリア様はすべてをうまく持つていかれるお方です。ブドウ酒の奇跡はアルコールの嫌いな人やアルコールを受け付けない人にとつては、何の興味もないような感じに受け取られるかもしれません。ブドウ酒の奇跡に限らず、マリア様は私たちに必要なものを、あなたがしてほしいと思うことを何でも受け入れてくださるに違いありません。

今年も、聖母月にたくさんのお祈りをお捧げして、イエス様に取次ぎを祈り求めるようにいたしましょう。現代の聖者、ピオ聖人は一日六十環のロザリオを唱えたいとも言われます。そのような真似はできないかもしれませんが、ロザリオ一環だけでもなく、できれば何環でもお捧げしようではありませんか。特に世界平和のために祈りましょう。

「平和を実現する人びとは幸いです。その人たちは神の子と呼ばれる。」

今年も聖母月が訪れて来ました。新元号「令和」のスタートが五月、聖母月になったことは偶然でしょうか。私は、偶然とは思いたくありません。(起こる凡てのことに意義がある)と言われるように、新元号「令和」のスタートが聖母月になったことは、日本の教会はマリア様に新時代を捧げるという意味を受け止めるようにすべきではないでしょうか。

今年も聖母月が訪れて来ました。新元号「令和」のスタートが五月、聖母月になったことは偶然でしょうか。私は、偶然とは思いたくありません。(起こる凡てのことに意義がある)と言われるように、新元号「令和」のスタートが聖母月になったことは、日本の教会はマリア様に新時代を捧げるという意味を受け止めるようにすべきではないでしょうか。

今年も聖母月が訪れて来ました。新元号「令和」のスタートが五月、聖母月になったことは偶然でしょうか。私は、偶然とは思いたくありません。(起こる凡てのことに意義がある)と言われるように、新元号「令和」のスタートが聖母月になったことは、日本の教会はマリア様に新時代を捧げるという意味を受け止めるようにすべきではないでしょうか。

今年も聖母月が訪れて来ました。新元号「令和」のスタートが五月、聖母月になったことは偶然でしょうか。私は、偶然とは思いたくありません。(起こる凡てのことに意義がある)と言われるように、新元号「令和」のスタートが聖母月になったことは、日本の教会はマリア様に新時代を捧げるという意味を受け止めるようにすべきではないでしょうか。

今年も聖母月が訪れて来ました。新元号「令和」のスタートが五月、聖母月になったことは偶然でしょうか。私は、偶然とは思いたくありません。(起こる凡てのことに意義がある)と言われるように、新元号「令和」のスタートが聖母月になったことは、日本の教会はマリア様に新時代を捧げるという意味を受け止めるようにすべきではないでしょうか。

今年も聖母月が訪れて来ました。新元号「令和」のスタートが五月、聖母月になったことは偶然でしょうか。私は、偶然とは思いたくありません。(起こる凡てのことに意義がある)と言われるように、新元号「令和」のスタートが聖母月になったことは、日本の教会はマリア様に新時代を捧げるという意味を受け止めるようにすべきではないでしょうか。

今年も聖母月が訪れて来ました。新元号「令和」のスタートが五月、聖母月になったことは偶然でしょうか。私は、偶然とは思いたくありません。(起こる凡てのことに意義がある)と言われるように、新元号「令和」のスタートが聖母月になったことは、日本の教会はマリア様に新時代を捧げるという意味を受け止めるようにすべきではないでしょうか。

わたしの魂は主をあがめ、 わたしの霊は救い主である神を喜びたたえます。(ルカ 1・47)

教会は 5 月を聖母月として祝い、祈ります。

かつては「天使祝詞」と呼ばれていた祈りは改定されて「聖母マリアへの祈り」、「アヴェ・マリアへの祈り」へと変遷してきましたが、その祈りは聖書から来ています。

「アヴェ、マリア、恵みに満ちた方、主はあなたとともにおられます」。

これは大天使ガブリエルからマリア様に向けられた、受胎告知のときの言葉です (ルカ 1・28)。

「あなたは女の中で祝福された方です。

胎内のお子さまも祝福されています」(ルカ 1・42)。

これは、マリア様がエリサベトを訪れたときに、聖霊に満たされたエリサベトが口にした言葉 (ルカ 1 章) です。

「神の母、聖マリア」

これも、エリサベトの「わたしの主のお母さまが私のところに来てくださるとは…」(ルカ 1・43) から来ています。エリサベトは「わたしの主のお母さま」と言ったのです。

「罪深い私たちのために、今も死を迎えるときも祈ってください」。

これは後に付け加えられた祈りです。

エリサベトの祝辞を受けてマリア様が高らかに神を讃えた歌が、「私は神をあがめ…」から始まる「マグニフィカト」。教会では時々これを歌いますし、司祭や修道者は毎日これを唱えるか歌っています。

このマグニフィカトの中で「いつの世の人も、私を幸いな者と言うでしょう」とマリア様が歌った、この聖書の言葉を成就しているのが「アヴェ・マリア」の祈りなのです。いつの時代も、「アヴェ・マリア」によって、聖母を幸いなものと私たちは呼んでいるのです。

ちなみに「主の祈り」と「アヴェ・マリアの祈り」を繰り返し唱える「ロザリオ」の祈りも聖書的な祈りです。ロザリオの祈りで大切なのは、これを口で唱えながらいくつかの聖書の神秘を黙想するところです。

たとえば受胎告知、イエスの誕生、十字架の死、復活などなど、現在全部で二十の黙想箇所があります。同じ祈りを口にしなが、人となられたキリストの神秘を黙想するのがロザリオです。ここに小さな福音とも呼ばれるゆえんがあります。4 環唱えれば、キリストの生涯をひととおり黙想することとなり、単純なようでいて優れた祈りなのです。マリア様はキリストに代わるものではありません。神と人々を結ぶ唯一の架け橋はキリストです。「わたしを通らなければ、だれも父のもとに行くことができない」(ヨハネ 14 章) のです。しかし私たちは、キリストを見出し、その道を歩むために、共に歩んでくださる幸いな聖母を、十字架上の主から頂いたのです。

祈りのうちに、聖母と共に歩んで参りましょう。



特別なクリスマス

名護教会 バンケスター雅代

「主において常に喜びなさい」(フィリピ四・4)
わたしにとって二〇一八年のクリスマスは、喜びあふれる特別なクリスマスとなりました。

十二月二十四日洗礼の恵みを受けることができたからです。わたしは、一年ほど前から毎週日曜日に、家族と共に名護教会のミサに参加するようになりました。神聖な中で進められるミサを通して、救い主の大きな祝福を感じることができました。

声 角笛

幸運なことにわたしは、多くの方々の祈りによって支えられ洗礼の準備をすることができました。わたしの救いのために毎日熱心に祈りを捧げてくれた家族に感謝しています。また、洗礼に向けて献身的に準備していただいたシスタークレア、代母の宮城鈴与さん、ブイ神父様に感謝しています。「おめでとう、よかったね。」と多くの方々が声をかけてくださいました。わたしの恵みを自分のことのように喜び祝福して下さった名護教会の方々にも感謝の気持ちでいっぱいです。

洗礼に向けて準備を重ねていくうちに、家族、まわりの方々、何より救い主が喜んでくださっていることを知り、わたしは感謝の気持ちいっぱいその日を待つことができました。

バプテスマは、とても神聖で神様が共にいらっしやることを感じ、心に平安がありました。わたしにとって忘れられない経験になりました。

二〇一八年のクリスマスは、主の誕生の喜びとわたし自身の洗礼の恵みの日となった特別なクリスマスでした。特別なクリスマスに感謝します。

2019年4月拡大司祭・助祭会議議事録

開催日時：2019年4月2日(火) 10:00～12:30 開催場所：教区センターホール(安里教会)

1. 報告及び連絡事項

- ・前回(3月会議)の議事録に沿って新田が報告と確認。
- ・休暇のため前回会議を欠席していたピーター・チェ神父とマイケル神父に、新任地への任命書がウェイン司教から手渡される。
- ・司会のクレーバー神父より司教、司祭、の休暇、会議、研修会等の不在予定を報告。
 - ウェイン司教——4月1日。福岡大神学院、開校式に参列、ミサを共同司式。
 - 4月9日。海星小学校入学式、石垣。
 - 4月24日。子どもと女性の権利擁護デスク、東京。
 - 4月25日。正義と平和協議会、東京。
 - 押川司教——4月7日～12日。FABC会議ラジオ・ベリタス・アジア50周年、フィリピン。
 - デニス神父——4月22日～7月10日。インド管区総会、ローマ研修、休暇。
- ・各小教区の復活徹夜祭、復活祭の受洗予定者数についての報告。
 - 石垣4人。宮古1人。与那原10人。小禄1人。開南3人。安里5人。真栄原1人。普天間3人。
 - コザ3人。読谷2人。名護2人。それ以外は予定者無し。
- ・聖香油ミサ、4月17日(水)午後7時より安里教会にて行われる。司祭たちの食事は午後5時から司教館で行う。
- ・バルト神父追悼ミサは、5月12日(日)午後2時から安里教会で行われる。
- ・ドン・フリオ・エンディ赤嶺大司教(サン・パウロ・ソコガバ大司教区ブラジル、沖縄3世)と70名の巡礼団の那覇教区訪問について。
 - 6月2日(日)午前9時から、安里での主日のミサに参加されるので、巡礼団の予定を確認しながら、湯茶等の接待をお願いしたい。
- ・6月10日から行われる3教区合同司祭黙想会について。今年は大分教区で開催されるが、参加される教区司祭、助祭たちの参加申込と航空券の手配等は事務局で一括して行うことが報告、了承された。
- ・コザ教会50周年の取組みの締めくくりとして、講演会とコンサートが5月19日(日)に行われることがヨアキム神父より報告された。
- ・事務局より、3月の会計報告を早めに提出するよう要請があった。会計年度の締めくくりとなるので、必ず全ての預金(普通・定期・信託など)の3月末日時点での残高証明を銀行で取って、添付して提出するよう要請が行われた。

2. 審議事項

- ・マーシーさんより2019年度の教区予定表が配られ、記載漏れや変更・追加等の確認作業が行われた。
- ・カテキスタ及び終身助祭養成プログラムについて、担当の新垣助祭からの提案を審議した。カテキスタ養成を先行して実施し、そのカテキスタの中から終身助祭への召命が芽生えてきたら、その時点で識別し、終身助祭養成プログラムについて検討することが了承された。
- ・各小教区の活動報告。今回は真栄原教会。
 - 真栄原教会協力司祭のロドニー神父が活動報告を行った。40人の日本人と90人の外国籍の信徒約130人が主日のミサに参加していること。隣にカトリック学園があるので聖ドミニコ宣教師修道女会の5名のシスターがおられ、平日は毎朝6時半からミサが捧げられていること等が報告された。外国籍の信徒のために英語でのアナウンスができるよう配慮されていることや、男性、女性、グループに分かれて清掃当番や、季節毎の教会の飾りつけ等、協力して取り組んでいることなどが報告された。
- ・ウェイン司教から各小教区の司牧評議会(教会法第537条)と経済問題評議会(同第536条)についての分ち合いが行われた。規約(案)を配って司教が朗読し、新しい任地に赴き新たな司牧活動の出発のあたりの課題の1つにしたいとの意向で、次回以降も引き続き話し合いが行なわれる。小教区規約(案)の主な内容は、以下の通り。
 1. 奉仕する共同体、福音宣教する共同体。
 2. 奉仕する共同体の基本原則。
 3. 奉仕する小教区共同体の主な目的。
 4. 宣教宣言。
 5. 部分教会である那覇教区の一部を構成する共同体。
 6. 教会委員会と奉仕するグループ。
- その他
 - ・ウェイン司教から宮古に拠点を置く OND修道会にさらに1人の修道女の派遣を要請して4人態勢となる予定。可能なら石垣教会に2人、宮古島に2人の体制を取ってくれるようお願いしていることが報告された。
 - ・次回の拡大司祭・助祭会議は5月7日(火) 10:00～12:00教区センターにて行われる。

2019年4月9日

記録:新田 選

承認:ウェイン・フランシス・バートン司教



那覇教区平和委員会



3月例会の報告

日本カトリック正義と平和協議会全国会議に参加して

去る2月28日から3月2日にかけての3日間、日本カトリック正義と平和協議会・全国会議が、「現代社会と教会の危機」をテーマに、東京において開催されました。沖縄からの参加者はウエイン司教、シスター宮城涼子、伊佐育子さん(高江在住、名護教会)そして私たち夫婦の五人でした。

初日は、上智大学教授の中野晃一氏による「愛は憎悪に打ち勝つことができるか」のテーマで講演があり、続いて「改憲」、「死刑廃止」、「沖縄」、「脱原発」のテーマで問題提起がされ、私は「沖縄」のテーマに対する問題を担当致しました。

沖縄からの問題提起として私が訴えたことは「沖縄が構造的差別の状態にある」ということと、「その責任の所在が本土側にあるのではないか」という2点でした。1952年、サンフランシスコ講和条約で、日本は独立を果たしました。その陰で、沖縄はアメリカの統治下に置かれ、その後27年もの間、人権は無きに等しい状態にありました。祖国復帰運動により、1972年施政権返還を勝ち取り、沖縄も平和憲法の恩恵に浴するものと期待したにもかかわらず、日米両政府、本土の側の都合により、その後も、国土のわずか0.6%の面積に70%余の基地が置かれ、憲法に謳われている人権が守られているとは、到底言えない状態にあります。

去年の知事選においても、さらには今年2月の辺野古新基地の賛否を問う県民投票においても、圧倒的多数で、反対の民意が示されたにもかかわらず、日本政府はこのことを一顧だにせず、基地建設工事は強硬に進められ、沖縄は現在も構造的差別の状態に置かれています。まさに、ここに沖縄問題の本質があるように思えます。

沖縄はかつて、純然たる独立国でした。しかし1609年、薩摩による琉球侵略、さらには1879年、明治政府による琉球併合により、琉球国は滅亡させられました。ついで太

平洋戦争の中、捨て石とされたことによって多大な戦争被害を受けました。前述の通り27年間もアメリカの統治下に置かれ、1972年施政権返還後も、基地は残され、むしろ負担は増大し、現在に至っているというのが歴史的事実です。このような沖縄の状況に対して、本土側の責任を問いかけました。そして自分たちの問題として主体的に取り組むよう訴えました。

カトリック教皇庁正義と平和協議会によって纏められた「教会の社会教説綱要」によれば、「人権の究極的な源泉は、単なる人間の意志・国家の現実やその権力にあるのではなく、創造主である神と人間そのものに見いだされます」とあり、又、「人権の分野は、国家や民族の権利を含むまで発展しました。実際、『個人に当てはまることは民族にもあてはまるのです。』教導権は、国際法が『諸国家・諸民族の自己決定権、ならびに人類のより高い共通善に向けた協働の自由に対する平等な尊重という原則に基づく』ことを指摘しています。平和は人権の尊重だけでなく、民族の権利の尊重、とくに独立の権利の尊重に基礎をおいています。」(社会教説綱要 第三章 人間と人権 d 国家と民族の権利)とあります。

この社会教説綱要の内容は、今の沖縄の抱えている問題に対する解決策を考案するための指針になるのではないかと思います。過重な基地負担に加え、基地あるが故の事件・事故、健康を害するほどの騒音被害等々は、明らかに重大な人権侵害であり、人間尊厳の尊重とあまりにもかけ離れた状況です。独立国としての琉球国が存在していたのは歴史的事実であります。それが明治政府によって滅亡の憂き目にあったというのも歴史的事実であり、今年がその140年目に当たります。

国連において、先住民の自己決定権は認められており、したがって先住民族である沖縄側にも、その自己決定権を有すると主張する人たちがいます。教会の社会教説綱要に照らして私たちとしても、その事に関して考えてみては如何でしょう。

今の沖縄の置かれている状況に対して、私たちは、失望することなく、神の国へと歩んでいる一つの過程ととらえ、神の民として、共に力を合わせて歩んでいきましょう。

(平和委員会 下門龍三)



那覇教区平和委員会



日 時：5月26日(日) 午後2時～4時

場 所：カトリック安里教会

講 師：仲宗根 勇氏 (うるま市具志川九条の会共同代表)
東京大学法学部卒 元裁判官

演 題：「辺野古新基地建設に関する裁判の過去・現在・未来」(仮題)

カトリック那覇教区平和委員会

問い合わせ ☎090-1949-6569 (稲福)

5月
例会

焼失したノートルダム大聖堂に 心を寄せて

—シター奏者 白井朝子さんによるミニ演奏会—

日時：2019年6月1日(土)

午後7時のミサ終了後、8時30分まで

場所：カトリック安里教会聖堂



NPO 法人ぶどう園の会

訪問看護ステーションクララ

TEL&FAX:098-937-5001

住所 沖縄市泡瀬2丁目37-15

・基本受付 月曜日～金曜日(申込、相談など)

・営業時間 8:30～17:30

・営業日 24時間365日(緊急対応含む)



洗礼おめでとございます

名護教会 (四月二十日)

バルトロメア 平安山 清美

ヨセフ 比嘉 是和

ニコラス 外間 琉太良

堅信・初聖体

ステファノ 渡慶次 賀乃

読谷教会 (四月二十日)

マリア ファン イー タイ

ステラ・マリス・ジョゼフィーヌ

ヨハネ 菊池 美幸

ヨハネ 東 瑞己

コザ教会 (四月二十日)

パウロ 伊禮 勇

ヨセフ 大嶺 光夫

クララ 松田 純子

普天間教会 (四月二十日)

ヨゼフ 宮城 勝

お告げのマリア 松田 早苗

ペトロ 山川 直助

真栄原教会 (四月二十日)

ロベルト・ベラルミノ 砂川 昂

安里教会 (四月二十日)

グレゴリオ 丸野 元美

マルガリータ・マリア・アラコック

エウセビオ 丸野 早苗

マリア・クララ 金城 史彦

レオナルド 新垣 愛

与那覇 雄基

開南教会 (四月十四日)

マクシム・ジエコブス

エイト・ジュリアレ

(四月二十日)

マリア・ミカエラ 桑江 洋子

マリア・ドメニカ 川満 勝子

フランシス・グレゴリー 中野 真輔

小禄教会 (四月二十日)

ベルナデッタ 城間 ますみ

与那原教会 (四月二十日)

フランシスコ 東濱 宗一郎

マタイ 比嘉 憲和

洗礼者ヨハネ 宮城 透

テレジア 宮城 芳子

マリア 内間 ゆかり

ロザリア 内間 尚子

(四月二十一日)

クララ 比嘉 友愛

マザーテレサ 城間 絢加里

宮古島平良教会 (四月二十日)

ベルナデッタ 佐久田 有美子

石垣教会 (四月二十日)

ペトロ 石垣 信喜

アンナ 石垣 由紀

ラファエル 石垣 吾朗

ヨセフ 石垣 条治

修道会人事異動

聖ドミニコ宣教師女会

Sr. ルシア 寺尾 玲子

ローマ本部から沖縄修道院へ着任

Sr. トマシーナ 小倉 幸子

沖縄修道院から新居浜修道院へ転出

イエスのカリタス修道女会

Sr. ルイザ 池田 キヨ子

石川修道院から大村修道院へ転出

Sr. マリア 牧山 由美子

大船修道院から石川修道院へ着任

マリアの汚れなき御心修道会

Sr. マドレーヌ・グエン

真栄原幼稚園、コザ教会学校担当

Sr. アンネ・グエン

首里幼稚園へ赴任

Sr. マリー・ブウ

首里教会へ転任

編集室より



先日、教区事務所に南米から電話がありました。「南の光明」の読者からで、少し寂しい話ではありますがご紹介したいと思います。オオタ様と名乗られたその方は、開南教会の出身で、南米ボリビアに入植して六十年来迎えられたそうです。お連れ合いに先立たれ、回りに日本語が読める人も少なく、「南の光明」を読んでもらうことができません。ご自身は緑内障のため、視力を失ってしまつたので、残念ではあるが、郵送を停止していただきたいとのことでした。毎月定期的に送られてくる「南の光明」が励みになったとも仰っておいででした。現在も南米や中米をはじめヨーロッパへも「南の光明」は郵送されています。海外に暮らすご家族や友人、知人の方々に「南の光明」の郵送を希望される方は、編集部までご連絡下さい。

「ごらんよ空の鳥」「マラナタ」でお馴染みの
作曲家 **新垣 壬敏**

講演会・コンサート

演題：「肝ぐるさんは主の御心」

2019 年 **5月19日** (日)
午後 2 時～

● カトリック コザ教会聖堂にて

どなたでもご参加いただけます。(自由献金)

出演

メソソプラノ **兼 嶋 麗子**
テナー **石 垣 真秀**
ピアノ **砂 川 聖子**
教区聖歌隊 **カンタカトリカ**
・指揮・石垣陽一郎 ・ピアノ 砂川聖子

ヴォーカル アンサンブル G4
・Ten 1 新城 哲夫 ・Bar 宮城 敏
・Ten 2 塩浜 康男 ・Bas 照屋寛八
・Piano 宮城 佳代子

演奏曲目
今日神の声を聞くなら
求めなさい
私は道・真理・命
わたしのもとに來なさい
はるかな道を
肝ぐるさんしゅの御心
復活された主に出会い
聖家族賛歌

金子みすゞ合唱曲集「こだまでしょうか」より
こだまでしょうか
星とたんぽぽ
はちと神さま
わたしと小鳥とすずと

主催：カトリックコザ教会 50 周年実行委員会 / マラナタの会
協賛：・カトリック那覇教区 ・日本キリスト教団 / 平良川伝道所 / 石川教会 / 与那国教会
◆ 問い合わせ・大城 庸秀 Tel.080-3964-3573 ・林 利行 Tel.080-9106-0279

教会ラテン語初心者クラス受講者募集

沖縄タイムスカルチャースクールにおいて、教会ラテン語の初心者講座が開講されます。カトリック教会の公用語としてのラテン語について学ぶ希少な機会です。興味のあるお方は、ご参加下さい。

開講日時：5/24(金)から毎金曜日
19:00～20:30(10週間)

場 所：沖縄タイムスビル5F
講 師：トニー・ジェンキンス (カトリック信徒)

※詳しくは、沖縄タイムス『ほーむぶらざ』誌に掲載



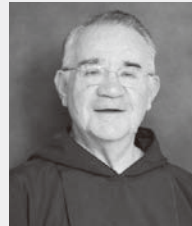
葬祭の
「やすらい企画」

私たちは故人とご遺族の意向を最優先に考えます。何でもご相談下さい。

那覇市首里鳥掘町4-57-3
TEL&FAX:098-885-8205
<http://w1.nirai.ne.jp/yasurai>
E-mail:yasurai@nirai.ne.jp

24時間 受付

お知らせ



十主の平和
カプチン会宣教師として、1970年から2003年までの33年間、沖縄で宣教司牧の任にあられたバルトロメオ・ミンソン神父様が、本年1月18日にニューヨークのカプチン会修道院で帰天されました。バルト神父様はご自身の死後、遺骨を沖縄に埋葬して欲しいと希望されていたそうです。

バルト神父様の意向を受け、またカプチン会ニューヨーク管区長の許可を得て、バルト神父様の弟のアーサー・ミンソンさんとその息子のジャックさんが沖縄までバルト神父様のご遺骨を運んでくださることにになりました。お2人は5月11日に沖縄へ到着されます。

那覇教区ではカプチン修道会日本地区と共に、教区葬として追悼ミサを捧げて、バルト神父様への感謝とその永遠の安息をお祈りしたいと思います。どうぞバルト神父様のため、共にお祈り下さい。

記

日 時：2019年5月12日(日)午後2時～
場 所：カトリック安里教会

※追悼ミサの後、バルト神父様のご遺骨は、小祿のカプチン会納骨堂に納められます。

那覇教区長 ウェイン・F・バートン司教
カプチン会日本地区長 デニス神父

～ご遺族の心をもって奉仕する～
そうてんしゃ

葬 典 社

*創業30数余年・・・。
*皆様に支えられ「感謝」とともに人生を閉じるためのお手伝いをさせていただいております。
*ご質問、ご相談、24時間、いつでもお電話下さい。

「ゆうなの会」会員募集中です。

ひが たかしげ
(実務担当) 比嘉 高茂

24時間 受付

てんごく
☎098-853-1059

